

第 13 回教育委員会

令和 2 年 10 月 13 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第85号

大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案

大阪市立デザイン教育研究所規則の一部改正について (入所料等の分納)

1 改正の趣旨及び理由

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、同研究所の入学予定者及び在校生に対する修学支援（入所料及び授業料の減免）を行うにあたり、入所料等の分納に係る規定を定めるため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- ・ 学資支給の予約採用候補者や継続願を提出した者など、学資支給を受けようとする者のうち、修学に係る経済的負担を軽減するために特に必要があると認める者に対しては、分納させることができることとする。
- ・ 減免及び還付に係る規定について、大阪市立デザイン教育研究所条例に規定したため削除する。
- ・ その他必要な規定整備を行う。

3 施行期日

公布日

議案第 号

大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案

大阪市立デザイン教育研究所規則(昭和 62 年大阪市教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

第 8 条の見出しを「入所料及び授業料」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、本人の申請により入所料又は授業料（以下「授業料等」という。）を分納させることができる。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第 23号）第23条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者で、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）の規定による学資支給（以下「学資支給」という。）を受ける候補となった者

(2) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第11条第 6 項の規定による減免継続願を提出した者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、学資支給を受けようとする者で、修学に係る経済的負担を軽減するために特に必要があると認める者

4 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、本人の申請により授業料を分納させることができる。

第 8 条第 5 項各号列記以外の部分中「授業料」を「授業料等」に改め、同項第 1 号中「授業料減免」を「授業料等減免」に改め、同条第 7 項を削り、同条第 6 項中「前項第 2 号」を「第 5 項第 2 号」に、「授業料」を「授業料等」に改め、

同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項第1号の規定により減免を取り消された者のうち、法第12条第1項各号に該当する者については減免分を徴収することができるものとする。

第12条第3号中「授業料」を「授業料等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

〔傍線は削除
太字は改正〕

大阪市立デザイン教育研究所規則（抄）

(趣旨)

第1条 大阪市立デザイン教育研究所条例（昭和62年大阪市条例第49号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく大阪市立デザイン教育研究所

第9条

（以下「研究所」という。）の管理及び運営については、この規則の定めるところによる。

第2条—第7条 省 略

（入所検定料、入所料及び授業料）

入所料及び授業料

第8条 入所料は、所長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 省 略

3 特別の事情があると認めるときは、本人の申請により授業料を分納させ次の各号のいずれかに該当する者に対しては、本人の申請により入所料
ることができる。

又は授業料（以下「授業料等」という。）を分納させることができる。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第23条の2第1項第1号又は第2号に該当する者で、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）の規定による学資支給（以下「学資支給」という。）を受ける候

補となった者

(2) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第11条第6項の規定による減免継続願を提出した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、学資支給を受けようとする者で、修学に係る経済的負担を軽減するために特に必要があると認める者

4 災害その他により授業料を納付することが困難な者には、授業料を減免
前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、本人の申
することができる。

請により授業料を分納させることができる。

5 授業料の減免を受けた者が次の各号の1に該当するときは、減免を取り
授業料等

消すことがある。

(1) 修業の途中で授業料減免の理由がなくなつたとき

授業料等減免

(2) 減免申請理由に虚偽の事実があることが判明したとき

6 前項第1号の規定により減免を取り消された者のうち、法第12条第1項
各号に該当する者については減免分を徴収することができるものとする。

6 前項第2号の規定により授業料の減免を取り消された者は、授業料

7 第5項第2号 授業料等 授業料等

の減免分を一括して所長の定める期日までに納めなければならない。

7 既納の入所検定料、入所料及び授業料は、これを還付しない。

第9条—第11条 省 略

(退所処分)

第12条 所長は、次の各号の1に該当する者に退所を命ずることができる。

(1)－(2) 省 略

(3) 授業料の納付を3月以上怠った者

授業料等

